

# 令和3年度石岡市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

## 1 発行の目的

新型コロナウイルス感染症により疲弊した石岡市内の消費拡大と地域経済の活性化を図り、市内各事業所の来店客数の増加及び売上の向上を目的として、消費喚起効果が大きい未来いしおか商品券を発行します。

## 2 商品券の発行について

- (1) 名称 令和3年度未来いしおか商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 石岡商工会議所・石岡市八郷商工会
- (3) 発行金額 2億円（2億4千万円）
- (4) 発行数 20,000セット
- (5) 商品券構成 額面総額12,000円（商品券1枚あたりの額面500円とし、24枚綴りとする）
- (6) 販売価格 1セット/10,000円
- (7) 販売対象者 石岡市に住所がある一般消費者
- (8) 購入限度 1世帯10万円（10セット）まで
- (9) 利用期間 令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）
- (10) 販売期間 （予定）令和3年9月1日（水）から10月1日（金）
- (11) 販売方法 全世帯に事前購入申込書を送付（7月下旬予定）し、購入申込み後引換券を送付する。  
（購入希望多数の場合は抽選） 引換券により指定の郵便局等で購入する。  
※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事前申し込み制とする。先着順ではなく、販売期間を通して当日の販売はなし。住所が石岡市外の方は購入できません。

## 3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。

## 4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払（税金、保険料、電気、ガス又は水道料金等の支払等）
- (2) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自に発行する商品券等）、図書券、郵便切手、収入印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払、事業活動に使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払
- (8) 特定の宗教若しくは政治団体に関するもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (9) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払や、自動車等の資産性の高い商品の購入
- (10) 商品券の交換又は売買

## 5 取扱店の参加資格

石岡市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、石岡市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者

- (3) 上記(4)商品券の利用対象にならないもの)に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 6 取扱店の責務等

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、取扱店舗ごとに「いばらきアマビエちゃん」を登録し、利用者へ登録の推進をお願いします。また、「いばらきアマビエちゃん」の感染防止対策宣誓書を店舗に掲示し、感染対策に取り組んでください。
- (2) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びのぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止(ホログラムがない、色合いが明らかに違う)など、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに石岡商工会議所又は石岡市八郷商工会まで報告してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、偽造等のため換金不能の商品券、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (8) 茨城県暴力団排除条例(平成22年条例第36号)および石岡市暴力団排除条例(平成23年条例第17号)を遵守してください。
- (9) 商品券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定するため、利用者および取扱店に対し実施するアンケート調査へのご協力をお願いします。

## 7 申請手続について

### (1) 申請方法

- ① 令和3年度未来いしおか商品券取扱店募集要項(以下「募集要項」という。)に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、石岡商工会議所又は石岡市八郷商工会に提出してください。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「いばらきアマビエちゃん」の感染防止対策宣誓書の写しを提出してください。未登録の事業所は登録をお願いします。
- ③ 「遵守事項誓約書」並びに「反社会勢力でないことの誓約書」を提出してください。
- ④ 事業が確認できる書類をご提出してください。法人は商業登記簿謄本又は営業許可書などの原本、個人は確定申告書、決算書又は営業許可書などの原本をお願いします。ただし、石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会会員は除きます。また、書類はコピーさせていただきます。
- ⑤ 申請関係書類は、石岡商工会議所並びに石岡市八郷商工会のホームページからダウンロードできるほか、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会で配布します。

#### 【提出書類一覧】

- (a) 取扱店登録申請書
  - (b) 「いばらきアマビエちゃん」感染防止対策宣誓書の写し
  - (c) 遵守事項誓約書
  - (d) 反社会的勢力でないことの誓約書
  - (e) 事業が確認できる書類(事業実態が確認できるもの。石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会会員は除く。確認書類はコピーさせていただきます)  
法人：商業登記簿謄本又は営業許可証などの原本  
個人：確定申告書、決算書又は営業許可証などの原本
- ※ 昨年度登録の事業においても再度登録が必要です。その際は2種の宣誓書、事業確認書類は必要ありません。

### (2) 申請期間

令和3年5月6日(木)から令和4年1月31日(月)まで

※ 令和3年6月15日(火)までに申請した取扱店は、取扱一覧表を作成して7月15日号の石岡市報に折り込むと共に商品券購入者へ配布します。その後は随時追加店舗として別表で記載します。

- (3) 申請後の審査・承認  
申請のあった事業者は、審査を経て、取扱店として承認し「取扱店登録証」を発行します。
- (4) その他
  - ①個別の店舗ごとに申し込んでください。石岡市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。
  - ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
  - ③換金請求書、ポスター、のぼり旗等を配布します。

## 8 換金について

- (1) 換金方法  
取扱店は、石岡商工会議所または石岡市八郷商工会に、「取扱店登録証」を持参のうえ、使用済商品券と換金請求書を提出してください。  
原則として、15日請求の場合は当月末、月末請求の場合は翌月15日に指定の口座に振り込みます。  
なお、振込日が休業日の場合は前営業日となります。
- (2) 換金に必要なもの
  - ①使用済商品券
  - ②換金請求書
  - ③取扱店登録証
- (3) 換金受付日時  
令和3年9月1日(水)から令和4年2月15日(火)まで(土・日・祝日を除く)  
【午前】9:00~11:30      【午後】13:30~16:30  
※ 上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。
- (4) 換金手数料  
新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済活性化と消費拡大のため無料とします。

## 9 取扱店の取消等

募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## 10 その他留意事項

- (1) 募集要領に記載されていない事項は、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、石岡市並びに石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会のホームページやリーフレットなどにより広報します。

<問い合わせ先> 石岡商工会議所      〒315-0013 石岡市府中1-5-8  
TEL : 0299-22-4181    FAX : 0299-22-6321  
HP : <https://ishioka.or.jp/>

石岡市八郷商工会      〒315-0116 石岡市柿岡2009-3  
TEL : 0299-43-0247    FAX : 0299-44-1174  
HP : <http://www.yasato.or.jp/>